

令和 7 年度 SAGAECOリフォーム補助金

持続可能な脱炭素社会の実現及び地球温暖化の抑制に寄与するため、省エネ住宅に改修した方の支援を行います。

◇補助金額

補助対象住宅一棟当たり 50万円

(寒河江市住宅建築推進事業補助金等との併用は不可)

◇対象要件

- 山形県から「やまがた省エネ健康住宅認定証」の交付を受けた住宅（改修工事に限る）。
- 「やまがた省エネ健康住宅認定証」の交付日が令和7年4月1日以降の住宅。
- 令和8年3月31日まで完了報告書の提出ができること。
- 交付要綱に定める補助対象者及び補助対象条件に該当すること。

「やまがた省エネ健康住宅認証制度」の注意点

- 施行者は山形県内に住所を有する個人事業主または山形県内に本店を有する法人事業者であること。
- 県へ断熱工事着手40日前までに設計認証申請書の提出が必要となります。

<ご注意>必ずお読みください

- ※寒河江市外の業者と工事請負契約を行った場合は補助の対象となりません。
- ※交付決定前に契約、着工、転居などを行った場合は補助の対象となりません。
- ※交付決定前に費用（前金、着手金など）の支払いをした場合は補助の対象となりません。

補助金申請時の提出書類は裏面をご覧ください。

○提出書類

【交付申請書提出時】

- 交付申請書
 - やまがた省エネ健康住宅設計適合証の写し
 - 改修工事の見積書の写し
 - 位置図
 - 居住予定者の住民票謄本(全員のもので世帯主・続柄記載が分かるもの)
 - 納税証明書
- 4～6月申請分は令和5年度、7～3月申請分は令和6年度

【工事完了報告時】

- 完了報告書
- やまがた省エネ健康住宅認定証の写し
- 改修工事請負契約書の写し
- 転居又は転入した場合は、転居後又は転入後の住民票謄本(全員のもので世帯主・続柄が分かるもの)
- 振込依頼書等で契約相手等への支払いを証するものの写し
- 通帳の写し(口座情報が記載されている部分)

○申込み・問い合わせ

寒河江市建設管理課 建築住宅係 ☎0237-85-1627